

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの皆様へ（保護者向け）

# 新型コロナウイルス感染症に対する 鳥取県教育委員会の 緊急支援策・相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの皆様、県の緊急支援策等を有効に活用していただけるよう、教育分野の内容、問合せ先をとりまとめましたので、お役立てください。

## 人権への配慮といじめ防止への対応（児童・生徒向け）

新型コロナウイルス感染症の収束が見られない中、不確かな情報や根拠のない誹謗中傷が SNS などで見られます。不当な偏見や差別、いじめなどの心配ごとについて相談できます。



### ◆ 相談窓口

[ 人権教育課 ]

電話：0857-26-7535 FAX：0857-26-8176

Email：jinkenkyoiku@pref.tottori.lg.jp

受付：8:30～17:15（土日祝を除く）

### ◆ 24 時間受付窓口

[ いじめ 110 番 ]

電話：0857-28-8718

[ 24 時間子供 SOS ダイアル ]

電話：0120-0-78310

[ いじめ相談専用メール ]

Email：ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp



## 教育相談電話

不登校、進路、友人関係、子育てなどの悩みや困りごとに対して、電話相談員が相談に応じています。小さなことでもかまいませんので気軽に相談してください。



心身の変調で学校を休みがちになってしまったなどの困りごとがあれば、定期的に行っている専門医による教育相談会をご活用ください。

### ◆ 教育相談窓口

電話：0857-31-3956

メール相談：soudan-117@kyoiku-c.torikyo.ed.jp

受付：8:30～17:15（土日祝を除く）

### ◆ 専門医による教育相談会の予約

電話：0857-28-2322

受付：9:00～17:00（土日祝を除く）

### ◆ いじめ・不登校総合対策センター教育相談担当

電話：0857-28-2322

## スクールカウンセラーによる心の健康相談等習

新型コロナウイルス感染症に係るストレスなどの心のケア等について、養護教諭やスクールカウンセラーが相談対応を行います。

### ◆ 問合せ先

在籍の各学校へお問い合わせください。

## 家庭での学習支援

休業等により、学習に遅れが生じることがないように、教科書を使って主体的に学ぶ方法についての資料や、学習プリント（とりっこドリル）を掲載しています。ご活用ください。



### ◆ 問合せ先

在籍の各学校へお問い合わせください。

## 就学助成制度

新型コロナウイルス感染症に係る経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村により必要な援助を行います。

### ◆ 問合せ先

お住まいの市町村教育委員会へお問い合わせください。

## 鳥取県育英奨学金・高校生等奨学給付金

### 鳥取県育英奨学金

#### 《緊急貸与（高校分）》

新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により家計が急変し、就学困難となった高等学校等の生徒を対象に育英奨学資金の緊急貸与を行います。

#### ◆ 貸与月額

国公立 自宅通学 18,000 円 自宅外通学 23,000 円

私立自宅通学 30,000 円 自宅外通学 35,000 円

#### ◆ 申請資格（全てに該当する者）

- ・保護者等が県内に在住
- ・世帯年収基準を満たすこと（例：4人世帯で7,860千円以下）
- ・修学意欲があること
- ・他の奨学金を受けていないこと
- ・新型コロナウイルス感染症による影響により、家計が急変した者

#### 《返還猶予》

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、奨学金の返還が困難になった方は返還の猶予を受けることができます。猶予期間は最大1年間です。猶予期間の終了時の状況に応じては、再度申請することができます。

### 高校生等奨学給付金の対象枠の

#### 拡大・申請期間の延長

新型コロナウイルス感染症の影響で、保護者の失業等により家計が急変し、低所得となった世帯を対象に奨学のための給付金を給付します。また、高校生等奨学給付金の申請書類の提出が期限に間に合わない場合については、申込期間の延長など柔軟に対応いたします。

#### ◆ 支給年額（令和3年度）

非課税世帯相当（全日制等 第1子）

（国公立 110,100 円、私立 129,600 円）

非課税世帯相当（全日制等 第2子以降）

（国公立 141,700 円、私立 150,000 円）

非課税世帯相当（通信制・専攻科）

（国公立 48,500 円、私立 50,100 円）

※7月以降に家計急変した世帯については、申請の翌月1日を基準日として起算した月数分の給付になります。



### ◆ 問合せ先

[人権教育課]

電話：0857-29-7145 FAX：0857-26-8176

Email：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

受付：8:30～17:15（土日祝を除く）

## 授業料の減免（県立高等学校）

新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が困窮し、授業料の支弁が困難であり、特に減免の必要があると認められる場合は、県立高等学校の授業料を減免します。保護者等の所得が判定基準に該当する（※）場合は、申請により就学支援金が支給されるため、授業料の納付は必要ありません。今回の減免は、判定基準以上の所得があり、授業料の納付が必要な保護者等が、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変された場合に対象となります。

#### （※）判定基準

市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額の合算額が 30 万 4,200 円未満

### ◆ 問合せ先

在籍の県立高校事務室又は高等学校課

[高等学校課]

電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408

Email：koutougakkou@pref.tottori.lg.jp

受付：8:30～17:15（土日祝を除く）



鳥取県全体の  
緊急支援策は  
こちら

